

平成 31 年 4 月 25 日

市内障害福祉サービス事業者 様

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

障害福祉サービス事業所に対する行政処分について

日頃から本市の障害福祉行政に格別のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

このたび、本市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)の規定に基づき、下記のとおり処分の決定をいたしました。

公費を財源として運営されている制度において、不正に報酬請求し、受け取ることは、利用者の信頼を失うのみならず、制度に対する市民の信頼を損ないかねないため、絶対に許されることではありません。各事業者におかれましても、運営基準をはじめとした法令を遵守し、適正な事業運営を行うよう、一層の徹底をお願いします。

記

1 処分の対象となる事業者及び事業所

(1) 事業者

事業者の名称	代表取締役	所在地
株式会社ダイアリークリエイト	福山 亮太	名古屋市瑞穂区洲山町 1 丁目 55 番地の 1 トミービル 5 階

(2) 事業所

事業所名	事業所所在地	サービスの種類
ダイアリー	名古屋市瑞穂区洲山町 1 丁目 55 番地の 1 トミービル 5 階	法に基づく 就労継続支援 B 型

2 処分の内容

法に基づく処分

決定した処分	効力発生日
指定取消し	平成31年 5月 1日

3 処分の原因となる事実

(1) 就労継続支援 B 型に係るサービスを提供していないにもかかわらず、提供したとして不正に給付費を請求していた。また、当該請求に合わせて、サービス提供に係る記録を改ざんした。(法第 50 条第 1 項第 5 号及び第 10 号に該当)

(2) 指定申請に当たり、報酬算定上の人員配置基準を満たす人員を確保していないにもかかわらず、報酬算定上の人員基準を満たすとの虚偽の申請をし、本来算定できるものよりも高い給付費を請求していた。(法 50 条第 1 項第 5 号、第 8 号及び第 10 号に

該当)

- (3) 事業の運営に必要な人員が確保されていないにもかかわらず、勤務していない者を勤務しているとする虚偽の変更届を提出した。また、人員欠如減算に該当する事実があるにもかかわらず、減算せずに給付費を請求していた。(法 50 条第 1 項第 3 号、第 5 号及び第 10 号に該当)
- (4) 児童福祉法に基づく障害児通所支援において、不正請求(児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 5 号)、虚偽申請(同項第 8 号)及び虚偽の報告(同項第 10 号)という児童福祉法違反の事実が認められる。(法第 50 条第 1 項第 9 号に該当)

4 本市に対する返還金額

不正の行為により支給を受けた給付費の返還については、当該給付費の 40%を加算した額を返還するよう、名古屋市が事業者に命じ、これを徴収します。

法に基づく就労継続支援 B 型にかかる返還金額

不正を行った期間	平成 29 年 12 月から平成 30 年 12 月まで
不正請求額 (A)	15,738,231 円
加算金 (B)	15,738,231 円×40%=6,295,292 円
返還金額(A+B)	22,033,523 円

※他に本市以外の市町村に係る不正請求額が 901,671 円(概算)あり、当該市町村には連絡済みです。

5 欠格事由該当者

- (1) 福山 亮太(代表取締役)
- (2) 福山 晃子(取締役)
- (3) 生田 真澄(管理者)

【担当】

指定指導係(指定担当) (052) 972-3965
指定指導係(指導担当) (052) 972-2578